

【令和8年1月13日時点】

令和7年度補正畑地化促進事業に係るQ & A

令和8年1月

農産局企画課水田農業対策室

目次

※★印は新たに追加した問

1 総論

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の③、Ⅳの第2の4、別紙14、別紙21 関連】

- 1-1 畑地化促進事業の狙いいかん。
- 1-2 令和8年度における畑地化促進事業のスケジュールについてどのように見込んでいるか。
- 1-3 令和7年産との変更点は何か。★
- 1-4 畑地化支援を活用して交付対象外となった農地について、畑地化後6年目以降に水稻の作付けは可能となるのか。
- 1-5 農業経営基盤強化準備金と各事業の関係いかん。

2 畑地化支援関係

【経営所得安定対策実施要綱別紙14の1の(1)、別紙21の1の(1) 関連】

- 2-1 畑地化支援の「団地化要件」はどのようなものか。面積要件はないのか。
- 2-2 畑地化支援は、地目の変更も求められるのか。
- 2-3 耕作者と土地所有者との合意が得られないまま、耕作者の独断で畑地化の取組を行った場合、土地所有者とトラブルになるのではないか。
- 2-4 畑地化の取組後5年間の途中で耕作者や所有者が変更となった場合も、当該5年間は水稻以外の販売作物を作付ける要件は継続するのか。

3 定着促進支援関係

【経営所得安定対策実施要綱別紙14の1の(2)、別紙21の1の(2)、別紙22の2 関連】

- 3-1 定着促進支援について、要望調査で一括交付方式を希望していたが、一括交付方式で受け取ることは可能なのか。
- 3-2 令和7年産までに一括交付方式を希望していた者について、令和8年産において一括交付方式で受け取ることは可能なのか。
- 3-3 水田農業高収益化推進計画を策定した場合、支援の活用上メリットはあるのか。
- 3-4 畑作物定着促進支援の対象となる作物の範囲いかん。
- 3-5 5年間のうちに高収益作物以外の作物を作付ける場合は、高収益作物定着促進支援と畑作物定着促進支援どちらの活用が可能なのか。
- 3-6 定着促進支援は、5年間の取組の途中で耕作者や所有者が変更となった場合も、残りの年数を変更後の者が活用することは可能なのか。

4 要件確認関係

【経営所得安定対策実施要綱別紙 14 の 2 の (1)、別紙 21 の 2 の (1) 関連】

- 4-1 事業の要件を満たせず、地域農業再生協議会が要件確認通知書を発行できなかった場合、交付申請予定者をどのように取り扱うのか。
- 4-2 要望調査の報告後に一部の要望面積が減少した場合は、当該要望者の要望面積全てが要望取り消しとなるのか。
- 4-3 地域における話し合いや合意が行われたことが客観的に確認できる資料の提出をなぜ求めるのか。
- 4-4 要件確認申請に必要な添付資料について、地域協議会が事前に取りまとめていた場合も再度添付資料として提出してもらう必要があるのか。
- 4-5 地域農業再生協議会による要件確認が行われる前に既に畦畔撤去等を行ってしまった者がいた場合、どのように取り扱うのか。

5 産地づくりに向けた体制構築支援関係

- 5-1 産地づくりに向けた体制構築支援は、「畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、畑地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打ち合わせ等）に要する経費を支援する。」とのことだが、畑地化の取組は必須となるのか。
- 5-2 産地づくりに向けた体制構築支援について、具体的にどのような経費を助成対象とすることが可能なのか。
- 5-3 JA が生産に取り組む転用種子について、種子袋（紙袋）の購入・印刷代等は支援の対象となるか。
- 5-4 畑地化やブロックローテーションの話し合いのためにシステムの更新や構築について、「委託費」として対象とすることは可能か。また、上記システムを運用するためのパソコンを事務等経費の「備品費」で購入することは可能か。

1-1	畑地化促進事業の狙いいかん。	<p>1 今般の令和7年度補正予算においても、</p> <p>① 水田を畑として利用し、畑作物の定着等を図る取組に対し、一定期間の伴走支援を措置するほか</p> <p>② 各産地において畑地化やブロックローテーションを推進していくに当たって、話し合いなどの関係者間の調整に要する経費や、畑地化に伴い土地改良区に対して支払う必要が生じる経費（地区除外決済金や協力金）について支援を行うことで、各産地における畑地化の取組などを後押ししていく考えです。</p> <p>これにより、畑作物の産地化に向け、一定期間の継続的な支援や、畑地化の基盤整備への支援を行っています。</p> <p>【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の③、Ⅳの第2の4、別紙14、別紙21 関連】</p>
1-2	令和8年度における畑地化促進事業のスケジュールについてどのように見込んでいるか。	<p>1 畑地化促進事業については、令和8年3月中旬を提出締め切りとした要望調査を行っているところであり、交付申請予定者は6月1日までに地域農業再生協議会に要件確認申請書を提出いただくこととなります。</p> <p>2 今後、提出された要件確認申請書を基に、6月中に内報を実施し、その後の地域農業再生協議会による要件確認の結果を踏まえ、7月以降に配分通知を発出することを予定しています。</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の③、Ⅳの第2の4、別紙14、別紙21 関連】</p>
1-3	令和7年産との変更点は何か。	<p>令和8年産の畑地化支援の単価については、先に畑地化に取り組んだ者との公平性の観点から、7万円/10aとしています。なお、定着促進支援においては現行の単価（2万円/10a（3万円/10a※））を維持しています。</p> <p>※加工・業務用野菜等の場合</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の4、別紙21 関連】</p>

1-4	畑地化支援を活用して交付対象外となった農地について、畑地化後6年目以降に水稲の作付けは可能となるのか。	<p>1 畑地化支援においては、畑地化の取組後5年間は水稲以外の販売作物を作付けする必要があります。取組後6年目以降の作付けに関する制限はありませんが、畑地化支援は、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することが目的であることから、取組後6年目以降に水稲を作付けすることは、本支援の趣旨に沿わないため、望ましくありません。</p> <p>2 平成30年度以降は、生産数量目標の配分を廃止したところであり、今後も、産地における取組方針等を踏まえて、自らの経営判断による「需要に応じた生産・販売」を着実に推進していただくようお願いします。</p> <p>3 なお、畑地化した農地は6年目以降も交付対象水田になることはありません。</p> <p style="text-align: center;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の③、Ⅳの第2の4、別紙14、別紙21 関連】</p>
1-5	農業経営基盤強化準備金と各事業の関係いかん。	<p>1 農業経営基盤強化準備金については、従来から対象となっていた「水田活用の直接支払交付金」に加えて、「コメ新市場開拓等促進事業」、「畑作物産地形成促進事業」及び「畑地化促進事業」も対象となります。</p> <p>2 ただし、水田活用の直接支払交付金（のうち畑地化促進助成）及び畑地化促進事業における「産地づくり体制構築等支援」は対象外となるのでご注意ください。</p> <p style="text-align: center;">【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の③、Ⅳの第2の4、別紙14、別紙21 関連】</p>

2-1	畑地化支援の「団地化要件」はどのようなものか。面積要件はないのか。	<p>1 畑地化の取組に係る団地化要件を満たすのは、</p> <p>① 当年度において畑地化の活用を検討している農地のみで「おおむね団地化された畑地」と認められる場合のほか、</p> <p>② 当該農地に加えて、</p> <p>ア 前年度から遡って過去4年以上連続して水稲以外の作物が作付けられており、かつ、当年度も水稲以外の作物の作付けが予定されている農地</p> <p>イ 前年度までに畑地化の取組の対象となった農地のいずれかと併せることによって「おおむね団地化された畑地」と認められる場合となります。</p> <p>2 なお、②のア又はイのいずれかで要件を満たした場合であっても、畑地化支援の交付対象面積は、あくまで、当年度において畑地化の活用を検討している農地の面積となります。</p> <p>3 また、「おおむね団地化された畑地」は、具体的な一定の面積要件などは設けていませんので、地域農業再生協議会が、品目や地域の特性等に鑑み、地域における土地利用の観点から効率的な営農が図られているかどうかにより、判断してください。</p> <p>【経営所得安定対策等実施要綱別紙14の1の(1)、別紙21の1の(1) 関連】</p>
2-2	畑地化支援は、地目の変更も求められるのか。	<p>畑地化の取組は、当該農地を交付対象水田から外し、生産性の向上や収益力の向上に向け、畑作物の本作化を行う取組を指すものであり、地目の変更を求めるものではありません。農地台帳等における現況地目については、農業委員会において適切に判断するようお願いします。</p> <p>【経営所得安定対策等実施要綱別紙14の1の(1)、別紙21の1の(1) 関連】</p>

2-3	<p>耕作者と土地所有者との合意が得られないまま、耕作者の独断で畑地化の取組を行った場合、土地所有者とトラブルになるのではないか。</p>	<p>1 本事業の交付対象者は、販売農家（耕作者）であり、畑地化の取組に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要です。</p> <p>2 加えて、地域農業再生協議会等においても、土地所有者や土地改良区など地域の関係者の理解を醸成する取組等を進めていくことが重要であり、畑地化やブロックローテーションに向けた、関係者による協議や説明等の活動を行う場合は、「産地づくりに向けた体制構築支援」等も活用可能です。</p> <p>【経営所得安定対策等実施要綱別紙14の1の(1)、別紙21の1の(1)関連】</p>
2-4	<p>畑地化支援は、畑地化の取組後5年間の途中で耕作者や所有者が変更となった場合も、当該5年間は水稲以外の販売作物を作付ける要件は継続するのか。</p>	<p>畑地化支援を活用した農地においては、交付後5年間、水稲以外の販売作物を作付け・販売する必要があるため、途中で耕作者が変更された場合は、残りの期間について、変更後の耕作者が要件を継承して耕作することとなります。</p> <p>【経営所得安定対策等実施要綱別紙14の1の(1)、別紙21の1の(1)関連】</p>
3-1	<p>定着促進支援について、要望調査で一括交付方式を希望していたが、一括交付方式で受け取ることは可能なのか。</p>	<p>1 定着促進支援については、要望調査の結果を踏まえ、予算の範囲内においてポイント（取組面積及び都道府県推進計画への位置づけの有無）が上位の要望者から順に分割交付方式により配分されることとなります。</p> <p>2 なお、分割交付方式による配分を実施し、更に予算に残余がある場合は、予算の残余額の範囲において、要望者ごとの定着促進支援の交付方式の希望状況を踏まえつつ、ポイントが上位の要望者から順に配分対象とすることとします。</p> <p>【経営所得安定対策等実施要綱別紙22の2関連】</p>

3-2	令和7年産までに一括交付方式を希望していた者について、令和8年産において一括交付方式で受け取ることは可能なのか。	<p>過年度に本事業に採択された者のうち、取組開始年度に一括交付方式による交付を希望したものの、分割交付を受けた者についても、本年度に一括交付方式による交付を希望する場合は、予算に残余が生じた場合は、本年度に採択された者と合わせて審査を行い、ポイントが上位の要望者から順に配分対象とすることとし、一括交付方式により算定された額から既に交付された額の差額を配分することとします。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱別紙22の2の(3) 関連】</p>
3-3	水田農業高収益化推進計画を策定した場合、支援の活用上メリットはあるのか。	<p>水田農業高収益化推進計画に位置づけられた者が高収益作物定着促進支援を活用する場合、</p> <p>① 果樹などの永年性作物については、原則として導入初年度（地域の実情に応じて導入2年目でも可）ですが、野菜等その他の高収益作物については支援最終年度の翌年度（導入6年目）までに畑地化を行えば要件を満たすこととします。</p> <p>② 畑地化により交付対象外水田となっても、定着促進支援の支援期間内に限り産地交付金（高収益作物関係）の交付を受けることが可能です。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱別紙14の1の(1)、別紙21の1の(1) 関連】</p>
3-4	畑作物定着促進支援の対象となる作物の範囲いかな。	<p>1 畑作物定着促進支援については、麦、大豆、牧草を含む飼料作物、子実用とうもろこし、そば、なたね等の、水稻以外の販売作物が対象となります。</p> <p>2 なお、畑地化支援や畑作物定着促進支援の交付対象となる作物は、「販売を目的とした作物」であることから、地力増進作物は対象とはなりません。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱別紙14の1の(2)、別紙21の1の(2) 関連】</p>

3-5	5年間のうちに高収益作物以外の作物を作付ける場合は、高収益作物定着促進支援と畑作物定着促進支援どちらの活用が可能なのか。	<p>取組開始年から5年間継続して高収益作物のみを作付けする場合は高収益作物定着促進支援が活用可能ですが、5年間のうちに高収益作物以外の作物を作付ける場合は、その要件に該当しないため、畑作物定着促進支援の活用が可能です。</p> <p>【経営所得安定対策等実施要綱別紙14の1の(2)、別紙21の1の(2) 関連】</p>
3-6	定着促進支援は、5年間の取組の途中で耕作者や所有者が変更となった場合も、残りの年数を変更後の者が活用することは可能なのか。	<p>定着促進支援を活用した農地においては、取組開始後5年間、高収益作物または畑作物（高収益作物定着促進支援の場合は高収益作物のみ）を作付けする必要があるため、途中で耕作者が変更された場合は、変更後の耕作者が要件を継承して耕作することで、残りの支援期間について、毎年交付金を受け取ることが可能です。</p> <p>【経営所得安定対策等実施要綱別紙14の1の(2)、別紙21の1の(2) 関連】</p>
4-1	事業の要件を満たせず、地域農業再生協議会が要件確認通知書を発行できなかった場合、交付申請予定者をどのように取り扱うのか。	<p>1 畑地化促進事業の要望調査時には、事業の要件の確認が取れる見込みであったものの、事業の要件を満たせず、要件確認通知書を発行できなかった場合については、畑地化促進事業ではなく、水田活用の直接支払交付金による支援を受けることが可能です。</p> <p>2 この場合、通常通り6月30日までに水田活用の直接支払交付金の申請をお願いします。（なお、既に交付申請書及び営農計画書を提出済の場合、地域農業再生協議会の指示に応じて交付申請書及び営農計画書の修正等を行ってください。）</p> <p>【経営所得安定対策等実施要綱様式14の2の(1)、別紙21の2の(1) 関連】</p>

4-2	要望調査の報告後に一部の要望面積が減少した場合は、当該要望者の要望面積全てが要望取り消しとなるのか。	<p>1 令和8年産の畑地化促進事業の運用にあたっては、要望報告後に土地所有者との同意が得られない等により、一部の要望面積が減少した場合も、要望面積全てが取り消しとなることは想定しておりませんが、6月1日までの要件確認申請時までには、要望面積を確定するようにしてください。</p> <p>2 一方、本事業については予算事業となるため、面積が減少した場合、ポイント順で採択とならない可能性もある点についてご注意ください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱別紙14の2の(1)、別紙21の2の(1) 関連】</p>
4-3	地域における話し合いや合意が行われたことが客観的に確認できる資料の提出をなぜ求めるのか。	<p>1 畑作物の作付けが連続して行われている水田については、「畑地化促進事業」により畑地化を促すこととしていますが、その際、虫食い状態のようにバラバラで畑地化が行われることは、効率的かつ作物に応じた合理的な農地利用の観点から、望ましくないものと考えています。</p> <p>2 このため、畑地化にあたってはおおむね団地化された畑地を形成することを要件としているところですが、団地化に向けた地域における話し合いや合意について、事後的にトラブルにならないようにする観点から、合意が確認できる議事録等客観的に確認できる資料の提出を求めているところです。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱別紙14の2の(1)、別紙21の2の(1) 関連】</p>
4-4	要件確認申請に必要な添付資料について、地域協議会が事前に取りまとめて保有していた場合も再度添付資料として提出してもらう必要があるのか。	<p>交付申請予定者からの提出前に地域農業再生協議会が既に保有している添付資料がある場合は、交付申請予定者から改めて提出いただく必要はありません。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱別紙14の2の(1)、別紙21の2の(1) 関連】</p>

4-5	地域農業再生協議会による要件確認が行われる前に既に畦畔撤去等を行ってしまった者がいた場合、どのように取り扱うのか。	<p>1 本事業は、畑作物が連続して作付けられている水田を畑地化し、畑作物の定着を図ること等を目的としており、既に交付対象水田の要件を満たしていない場合は、本事業の要件を満たしていないため、事業の交付対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>2 また、この場合、水田活用の直接支払交付金においても交付対象外となります。</p> <p>3 このため、畦畔撤去等は要件確認通知書の発行後に発行される正式な配分通知（経営所得安定対策等実施要綱様式第16-1号）を受けた後に行ってください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策等実施要綱別紙14の2の（1）、別紙21の2の（1）関連】</p>
5-1	産地づくりに向けた体制構築支援は、「畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、畑地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打ち合わせ等）に要する経費を支援する。」とのことだが、畑地化の取組は必須となるのか。	<p>本支援は、地域での畑地化やブロックローテーションを推進していくに当たり、話し合いなどの関係者間の調整に要する経費について支援を行うことで、各産地における畑地化の取組などを後押ししていくものであり、畑地化の取組は必須ではありません。</p> <p>なお、都道府県段階及び地域段階における水田収益力強化ビジョンに取組内容が記載されていることが要件となります。</p> <p style="text-align: right;">【畑地化促進事業実施要領別表1の1及び2関連】</p>
5-2	産地づくりに向けた体制構築支援について、具体的にどのような経費を助成対象とすることが可能なのか。	<p>本支援の助成対象は、地域での畑地化やブロックローテーションを推進していくに当たり、品目の検討に際した圃場状況の確認や地域での話し合いにかかる旅費等の諸経費、効果的・効率的なブロックローテーションの実施等に係る技術的な検討に要する有識者への謝金等となります。</p> <p style="text-align: right;">【畑地化促進事業実施要領別表1の3関連】</p>

5-3	JAが生産に取り組む転用種子について、種子袋（紙袋）の購入・印刷代等は支援の対象となるか。	<p>畑地化促進事業実施要領の別表1の3の7「需用費」のうち、本支援を実施するために必要な資材等の経費として明確に区分できる場合は、支援の対象とすることができます。</p> <p style="text-align: right;">【畑地化促進事業実施要領別表1の3関連】</p>
5-4	<p>畑地化やブロックローテーションの話し合いのためにシステムの更新や構築について、「委託費」として対象とすることは可能か。</p> <p>また、上記システムを運用するためのパソコンを事務等経費の「備品費」で購入することは可能か。</p>	<p>システムの更新や構築、パソコンの購入費について、畑地化やブロックローテーションの体制構築等の調整のために必要になる新たな経費を明確に区分することができます。</p> <p style="text-align: right;">【畑地化促進事業実施要領別表1の3関連】</p>